

ギニア

人権実態に関するカンントリーレポート - 2003 年

民主主義・人権・労働局発行

2004 年 2 月 25 日

ギニアは立憲共和国であり、実権は大統領に集中している。ランサナ・コンテ大統領は 1984 年以来、まず軍事政権の首班として、さらに 1994 年からは文民大統領として権力を握っている。1998 年 12 月、コンテは任期 5 年で大統領に再選されたが、選挙の際には暴動や市民の不安、幅広い不正行為が生じたほか、開票中には反体制派の主要な候補者が逮捕、勾留された。ギニアで 2 回目の議会選挙は当初、1999 年に予定されていたが、2002 年 6 月まで延期された。コンテ大統領の統一進歩党（PUP）と連立与党は 114 議席のうち 91 議席を獲得。野党の大半は選挙をボイコットした。健康上の問題が明らかになっているにもかかわらず、大統領は 12 月の選挙に再び立候補し、比較的無名の候補を相手に三選を果たした。主要な野党はすべて、選挙制度の公平性を疑問視して選挙をボイコットした。選挙は平穏に行われたが、政府の発表に反し、投票率は過去の大統領選挙よりも低かった。大統領が属する少数民族のスス人は、軍や内閣の主要ポストを含め、任命の対象となる公職をますます独占するようになっている。特に政治的な色彩の強い事案について、司法は行政府の影響を受けている。

国内の治安を担当する憲兵隊と国家警察は、市民の日常生活を抑圧する役割を果たすことがある。大統領警護隊員は事実上、大統領以外に対する責任を負わない。治安部隊に対する文民統制は働いておらず、隊員は深刻な人権侵害を犯している。ただし、これまでに比べ、人権侵害の報告件数は減少した。

ギニア経済は原則的に市場主義型であるが、コメなどの重要な産品については、政府が価格統制の介入を行っている。国民のうち約 85%は、自給自足型農業を営んでいる。ボーキサイト、金、ダイヤモンドなどの鉱産物は、輸出収入の 8 割以上を占める。年内には、外国からの援助が減少する中で経済の停滞が見られた。生活費が高騰し、深刻な停電や水不足が頻繁に起こったことから、国民の大半の生活はさらに苦しくなった。賃金の上昇はインフレ率の上昇に追いつかず、食費は高騰した。光熱費の値上がりにより、3 月にはコナクリで騒擾が生じた。国防費の積み増し、港湾・関税当局をはじめとする腐敗の広がり、

政府内部の透明性の不足により、経済・財政改革への取り組みは行き詰まり、政府とドナーとの協力関係は悪化した。

人権に関する政府の実績は相変わらず低い。いくつか改善が見られた分野もあるが、深刻な問題が残っている。政府は選挙プロセスを厳しく統制し、独立の選挙監視機構の創設を拒み、政府系以外の放送メディアを禁止していることから、市民の政府変更権は事実上の制約を受けている。年内には、治安部隊による違法な殺人が 3 件発生した。文民と軍の治安部隊は民間人に殴打その他の虐待を加えた。治安部隊が働いた虐待に対する処罰が行われなかったことも多かった。刑務所の状況は非人道的であり、生命に危険が及んでいる。恣意的な逮捕と裁判前の長期勾留が問題化している。政府は市民のプライバシー権を侵害した。政府は言論、報道、集会および結社の自由を制約し、移動の自由を侵害した。女性に対する暴力と社会的差別、少女の売春、女性器切除（FGM）、民族差別、子どもの労働、および、女性と子どもの人身売買の報告が相次いだ。

人権の尊重

第 1 節：人間人格の尊重と以下からの自由

a. 恣意的あるいは違法な生命剥奪

政治目的の殺人はなかった。が、治安部隊は年内に数人を殺害したほか、留置中の拷問や虐待による死亡事件の報告もあった。年内には、治安部隊による 3 人の殺害が確認された。また、警察は年内のデモで 2 人を殺害した（第 2 節 b を参照）。

4 月、警察はインバヤで男性 1 人を殺害。逮捕の報告はなかった。

5 月、憲兵 7 人はドンカで男性一人を逮捕、殴打。男性は入院 2 日後に死亡。被害者家族からの抗議を受け、憲兵 1 人が逮捕されたが、裁判が行われたとの情報はない。憲兵隊の責任者は家族に賠償金を支払った。

2002 年の軍の警備隊による殺人事件についても、2002 年のクルサでの陸軍部隊による殺人事件についても、新たな動きはなかった。

2001 年に難民を虐待した刑務所職員に対する咎めはなかった。

1970 年代に当時のセク・トゥーレ大統領の統治下で発生した政敵殺害事件を調査しようとする人権団体や NGO の取り組みを、政府当局は引き続き妨害。セク・トゥーレ体制下で

政治犯が収容されていたボワロ収容所を 2001 年に訪れた人権団体と NGO は、意図的な保守管理の不足により、収容所の以前の用途を示す証拠が隠滅されていると主張した。

犯罪被害者の中には、司法が腐敗しているために公正な裁判が行われないのではないかと危惧する向きが多く、自警団による私的報復に訴えるケースも見られた。窃盗やレイプなどの容疑者の中には、被害者その他から殴り殺されたり、可燃性の液体を浴びせられて焼き殺されたりした者もいた。

b. 失踪

政治的動機による失踪の報告はなかった。

c. 拷問およびその他の残虐な、非人道的な、あるいは品位を傷つける取り扱いあるいは刑罰

刑法典と憲法は、拷問およびその他の残虐な、非人道的な、あるいは品位を傷つける取り扱いを禁じている。しかし、文民と軍の治安部隊はともに、民間人に殴打その他の虐待を加えた。治安部隊が拷問や殴打によって自供を引き出したり、容疑のないまま非人道的な条件で収監者を独房に監禁するなど、その他の虐待を用いたりしたという報告があった。6 月、カムサールの「犯罪取締り旅団」と称する警察部隊が、選挙のための税金だと偽って金銭を強要する事件が発生した。

5 月、酔っ払った警察官がワニダラで男性 1 人を射殺。この警察官が逮捕されたとの報告はない。

7 月、警察はラトマで、パーティーに参加していた男性 2 人に殴打を加え、賄賂を要求。2 人の男性は入院した。

7 月、警察はゴノマノタで、同町の税金未払いを理由に 4 人を逮捕、殴打した。

以前とは異なり、年内には難民に対する性的暴行の報告はなかった。しかし、外交筋の話によれば 2 月、軍はトゥオの国境検問所で、難民の若い男性を全裸にし、刺青、乱刺その他、反体制派あるいは革命統一戦線（RUF）軍との関係を示す証拠を探した模様。

2002 年に難民虐待を働いた治安部隊員に対する咎めはなかった。

刑務所の状況は非人道的かつ生命に危険を及ぼすものである。ある NGO によれば、問題の主な理由は怠慢、管理不行届きおよび資源不足にある。職員は収監者に最低限の食事を提供しているが、家族や友人からの差し入れによって健康を維持している受刑者がほとんどであった。収監者に食糧を届けてやる見返りとして、看守が賄賂を要求する事件は頻発した。衛生基準は劣悪なため、これまでは栄養失調や病気で数十人が死亡していたが、年

内に確認された死亡報告はなかった。監房があまりにも狭いため、膝をついた状態で寝る収監者もいた。収監者からは、看守による脅迫、殴打および嫌がらせの報告があったが、中には食糧や寝る場所を与えられないケースもあった。

ンゼレコレ刑務所の状況は年内に改善した。1932年に建てられた同刑務所の定員は70人だが、年内には155人が収容されていた。屋内配管の設置と換気設備の向上により、収監者にとっての状況は全体的に改善した。また、キンジャとカンカンの刑務所についてはともに、収監者から食事が不十分との苦情が法務省になされたことから、給食サービスの変更が行われた。

男女は別に収監されているが、少年は成人と一緒に収容されている。収監者からは、女性受刑者が看守から嫌がらせや性的暴行を受けているとの信頼できる報告があった。裁判前の勾留者は受刑者と区別されず、逮捕後に裁判を待つ勾留者を刑務所で捕捉できないことも多かった。場合により、裁判なしに2年間も収監される勾留者もいた。重要な政治犯は通常、他の収監者とともにコナクリの中央刑務所に収容されているが、監房は別になっている。

赤十字国際委員会（ICRC）およびその他の国内人道・宗教団体は、政府の許可を得て、深刻な状況にある収監者に医療と食糧を提供した。元収監者の話によると、この援助がなければ、親類縁者のない者は餓死してしまうと見られる。

ICRCは年内、33カ所ある正式な留置施設すべてを訪問し、2,500人の収監者に面会することができたと報告している。ICRCによるコナクリ、ンゼレコレおよびカンカンの行刑施設改善イニシアチブに対しては、行刑・治安当局から前向きな回答が得られた模様である。

d. 恣意的な逮捕、勾留あるいは国外追放

憲法は恣意的な逮捕と勾留を禁じている。が、治安部隊は恣意的な逮捕と勾留を当たり前のように用いている。刑事訴訟法典は憲兵隊のみに逮捕の権限を認めているが、軍隊、大統領警護隊（赤ベレー）および国家警察もしばしば勾留を行っている。実際のところ、行政は警察を統制できておらず、治安部隊が刑法典に従うことはめったにない。虐待容疑のかけられた治安部隊員が裁判にかけられたとの報告はない。治安部隊は腐敗し、無能で、さらには危険でさえあると考える一般市民は多い。警察は法的手続きを無視し、検問所で市民に金銭を強要した（第2節dを参照）。

刑法典は政府に対し、令状を発した上で逮捕を行うこと、および、勾留者には72時間以

内に法廷で容疑を言い渡すことを義務づけている。しかし、容疑確定まで、これより長い期間にわたって留置される勾留者も多い。容疑が言い渡されれば、控訴期間を含め、被告を結審まで勾留することが可能になる。憲法は独房監禁を禁じているが、実際にこれは行われることがある。法律は弁護士の顧客との面会を規定しているが、当局がこの規定を守らないことは多かった。保釈金による釈放は、担当判事の裁量で認められた。

刑法典は民間人を軍の収容所に留置することを厳しく禁じている。しかし、この規定が無視されることは多かった。

2 月、軍はカンカン大学の学生 30 人を逮捕。軍の基地で 1 日間勾留した（第 2 節 a を参照）。

3 月、軍はコナクリで 2 人を勾留。禁止区域立入りを理由に告訴した。2 人は翌日、賄賂を支払って憲兵隊から釈放された。

11 月、憲兵隊は不特定の理由により、現役および元兵士（人数は不詳）を勾留。元国民議会議長の息子を含む数人は 11 月に釈放されたが、その他は依然として拘留中。

年内に当局がジャーナリストを逮捕したとの報告はない。

陸軍と憲兵隊は年内、難民の留置を続けた（第 2 節 d を参照）。

法曹協会の弁護士、独立の活字メディアおよび政府の消息筋によれば、ここ数年間、身元不明の制服軍人が陰で闇の司法制度を操り、深夜の逮捕によって容疑者を勾留し、秘密刑務所で拷問による自供を得たうえで検察官に引き渡している（第 1 節 c を参照）。11 月下旬に発生した現役および元兵士（人数は不詳）の勾留事件により、この闇制度が利用されている可能性が明るみに出た。勾留については、正式な容疑も理由も明らかにされておらず、拘留者は家族との面会も禁じられている。勾留者はコナクリ市内の各地に留置されているが、12 月には数人が釈放された。

憲法は国外追放を禁じていない。ただし、政府は国外追放処分を行っていない。家族によれば、1986 年に反乱を企てた後、ギニアを逃れた数人の兵士は、自主的亡命状態にある模様である。

e. 公平な公開裁判の拒絶

憲法は司法の独立を規定しているが、司法当局は政治色の強い事案につき、行政当局に従うのが普通である。判事は公務員であるが、終身在職権はない。司法では腐敗と縁故主義が広がっているため、政府有力者の親類は事実上、法律の適用を受けないことが多い。

裁判官は独立した行動をとらないことが多く、判決は外部の影響によって左右される。有力者が親類の肩を持ち、事案の処理に口出しする場合も多い。

裁判制度は第一審裁判所、2つの控訴裁判所、および、終審裁判所としての最高裁判所から構成される。被告が軍人の場合、容疑の立件と裁定は軍事法廷が行うが、これには刑法典が適用されない。民間人が軍事法廷で裁かれることはない。

国家安全保障裁判所は、大統領が直接任命した判事から構成される。その判決に対する控訴は法律的側面についてのみ可能であり、証拠の再審理の請求はできない。

有能な弁護士と裁判官の不足、時代遅れの厳しい刑法典など、司法制度は数多くの問題を抱える。刑法典は、被告に対する無罪推定、裁判官の独立、法の下での市民の平等、被告が弁護士を立てる権利および控訴権を規定する。政府は原則的に、重大犯罪事案についての弁護士費用を負担する責任を負うが、実際のところ、この関連で資金が支払われることはまれである。被告側弁護士に対する支払が行われないことは多い。前任の法務大臣が2002年に法曹協会を解散させようとしたのを受け、コンテ大統領は4月、ママドゥ・シラを新任の法務大臣に任命した。

司法の腐敗を目の当たりにした多くの市民は、村落あるいは都市部の地区レベルで、伝統的な司法制度を頼るようになった。当事者は村長、地域の指導者あるいは「賢人」会議に民事事件を付託する。フォーマルな司法制度とインフォーマルな司法制度との線引きはあいまいであり、当局はフォーマルな制度から伝統的制度に事案を付託し、全当事者による判決の遵守を確保することがある。同様に、伝統的制度で全当事者が納得する解決が得られなかった事案は、フォーマル制度に付託し、裁定を仰ぐこともある。伝統的制度は、女性が提示した証拠が軽視されるという点で、女性差別的である（第5節を参照）。

野党指導者アルファ・コンデの投票権と被選挙権は11月、国民議会が認めた大赦によって回復された。この恩赦により、その他の元政治犯も同様の政治的権利を回復した模様。

政治犯がいるとの報告はない。

f. プライバシー、家族、家宅あるいは通信の恣意的な妨害

憲法は家宅の不可侵性を規定し、法律は裁判所による捜査令状を義務づけているが、警察と準憲兵隊はしばしば法律手続を無視した犯罪捜査を行った。警察と軍は夜間、治安目的と称してしばしば検問所で勾留を行ったが、その目的は金品の強要にもあった。年内に政府がコナクリなどの都市部で夜間検問の利用を制限してからは、侵害の件数も減少した。

2月、軍の兵士は学生スト指導者の捜査を行うため、搜索令状なしにカンカンの家宅に侵入。勾留された5人は翌日、釈放された。これも2月、軍の兵士は捜査令状なしにカンカンの外国NGO事務所を搜索した。

治安職員は郵便の監視を行っているとの噂が広がっている。外国企業を含む国内の事業所は、公務員や当局による脅迫や嫌がらせに対し、しばしば苦情を申し立てた。

これまでとは異なり、当局による難民の移動は見られなかった。

第2節：以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論と報道の自由

憲法はいくつかの制限の下で、表現の自由を規定しているが、自由な言論と報道を支持するという表向きの態度とは裏腹に、政府はこれらの権利を広く制限した。政府は反体制的扇動あるいは中傷誹謗と判断される公開の場での発言やシュプレヒコールを刑事犯罪として禁じるとともに、大統領を侮辱したり、暴力、差別あるいは憎悪を扇動したり、治安を乱したりする通信を禁止した。違反者には罰金、メディア関係者証の取消し、禁錮および国外追放の刑が科される。

11月13日、野党の政治家ジャン・マリー・ドレは、ラジオのインタビューで大統領を批判したため2日間勾留された。

政府は日刊紙「オロヤ」を発行し、国営テレビ・ラジオ(ORTG)局を傘下に収めている。これら国営メディアは政府と与党に有利な報道を中心に行う一方で、野党の活動はほとんど伝えていない。例えば、政府とPUPは国営メディアを利用し、コンテ大統領の三選を認める憲法修正を支持するキャンペーンを繰り広げた。国営メディアのジャーナリストは自主検閲を行い、政治的論議を呼ぶ話題に関する報道を避けた。しかし、若手の放送ジャーナリストの中には、国営メディアで政府に批判的な報道を行う向きも見られた。

民間の活字メディアは、大統領と政府に対する活発な批判を展開した。例えば、風刺週刊紙「リンクス」は一面に、大統領と政府高官を揶揄する漫画を掲載した。コナクリでは民間の週刊紙7紙が刊行されたほか、さらに10紙が不定期に発行されたが、技術的問題と運転費用の高さにより、定期的な刊行はできなかった。このうち「レスポワール」紙は与党系であるが、その他数紙は野党系である。また、政府と野党双方の報道と批判を掲載する新聞も見られた。識字率の低さと新聞価格の高さにより、活字メディアの浸透力は限ら

れているものの、政府は時折、新聞ジャーナリストに対する批判と嫌がらせを続けている。

政府はすべての国内放送メディアを所有、運営しているが、中でもラジオは、一般市民にとって重要な情報源となっている。民間の電子メディアの設立は法律で認められているが、政府は国家安全保障上の理由を持ち出し、民間のラジオ・テレビ局の免許申請を承認していない。日常的に外国の短波ラジオ放送を聴いている市民も多い。政府は、衛星あるいはケーブルによる外国テレビ番組の視聴も配給も制限していないが、金銭的にこれらサービスを利用できる市民は限られている。

コナクリその他の都市部では、政治的なビラがまかれることもあった。その中には、政府を支持するものもあったが、高官を名指して非難するものもあった。外国の刊行物を入手できることも多かったが、その中には政府を批判するものもあった。

2002 年 12 月、政府は「クロウザード」、「ディプロマット」および「デフィ」の 3 紙を不特定の理由により発行停止処分とした。これら 3 紙はその後、発行を再開している。

2002 年の議会選挙期間中、政府の傘下にあるメディアは与党候補者を支持した。選挙までの 1 ヶ月間に国営テレビ・ラジオで野党に割り当てられた時間は、一党あたり一晚 5 分間であった。

以前とは異なり、ジャーナリストが逮捕されたとの報告はない。

政府はインターネットへのアクセスを制限しなかった。年末時点で国内では 4 社のプロバイダが営業しているが、うち 3 社は民間、1 社は国際通話を独占する合弁電話会社 SOTELGUI (政府とマレーシアの通信会社が出資) の系列である。コナクリのダウNTOWN では、店頭でのインターネット・アクセス提供が広く行われているが、電話回線の状態が劣悪なため、金銭的に余裕があるごく一部の者にとっても、自宅からのアクセスは極めて困難である。

国民教育・科学研究省は、教職員に対する影響力とカリキュラムに対する統制力を通じ、学問の自由を一部制限した。全般的に、教室で教職員が検閲を受けることはなかった。

2 月、カンカン大学では、学長が学生組織の承認を拒んだことを受け、治安部隊が出動して学生を勾留した。勾留された学生 30 人は 1 日後に釈放された。同月中に学生寮が焼失した事件は、軍の兵士によるものと報告されている。

b. 平和的集会と結社の自由

法律は集会の自由を制限しており、政府は権力を用いて、望ましくならぬ政治活動を抑

圧している。刑法典は、民族的あるいは人種的性質を備えた集会や、「国の結束を脅かす性質の」集会を禁止する。政府は公の集会につき、72 時間前までの事前通告を義務づけており、これに従わない集会は違法とされる。7 月、政府は全政党に対し、指導者が葬儀、結婚式あるいは多数の市民が集まるその他何らかの集会に出席する場合、事前通告を行う義務がある旨通知した。

5 月、政府はコナクリで一連の政治集会を開いた野党「共和勢力連合」のシディヤ・トゥーレ議長を 3 度にわたって召喚、尋問した。当局はバナンコロのギニア人民党 (RPG) 本部で党员 10 人を勾留。1 ヶ月後に釈放した。

7 月、政府は野党 RPG の大会を差し止め、来賓を国外退去させた挙句、この措置に抗議するデモ参加者を強制的に解散させた。野党は否定しているものの、政府は大会を合法的に差し止めたとしている。

政府は葬儀を除き、すべての街頭行進を禁じた。法律は地方自治体に対し、公の秩序にとって脅威になると判断する場合、デモや集会を差し止めることを認めている。また、暴動や器物損壊が起こった場合、行事の主催者に刑事責任を問うこともできる。コナクリ州知事は、すべての協会、NGO、団体、協同組合および政党による公開会合に関し、同人の書面による許可を義務づけている。この規定は年内も引き続き執行された。

警察と憲兵隊は年内、一連の無許可デモを解散させたが、死者が出たとの報告はない。1 月と 2 月、コナクリではタクシーと電気料金の値上げに反対する高校生のデモがあった。デモは暴動と化し、いくつかの建物に被害が生じた。治安省は政党の活動家が騒乱を指揮し、デモを学生による抗議に見せかけるために制服を着用したのだと主張している。

法律は結社の自由を規定しているが、政府は事実上、この権利を制約した。政府は公的な社会、文化、宗教あるいは政治団体の公認に煩雑な要件を課している。ほとんどの権利の制約は、非政治的結社よりも政治的結社に集中した。例えば、政党は政府による認可を受ける前に、その結成メンバーに関する情報、および、憲法に沿った内規と綱領を提出しなければならない。

c. 信教の自由

憲法は信教の自由を規定し、宗教団体に国の干渉なく自治を行うことを認めているが、政府は実際にも、この権利を大方尊重した。

政府が後援する国民イスラム連盟 (NIL) は、国民の 85% を占めるイスラム教スンニ派を

代表する団体である。政府は公認のキリスト教会すべてに対し、免税やエネルギー補助金など、一定の政府による保護を受けるために、教会宣教団協議会に加入することを義務づけている。宣教師団は、内務省あるいは NIL に対し、そのねらいと活動内容を申告するよう義務づけられている。

政府は強力な半公営の NIL を支援しているため、イスラム教徒以外からは、政府がその影響力を利用し、イスラム教徒を非イスラム教徒より優遇しているのではないかとの不満も聞かれるが、内閣、行政官僚および軍には非イスラム教徒も加わっている。一部の地域では、イスラム教が社会を圧倒的に支配していることに配慮し、政府は非イスラム教徒を行政の要職に就けることを控えている。

宗教間の関係は概して友好的だが、国内の一部地域では、イスラムが圧倒的影響力を持つため、非イスラム教徒に宗教上の教えを実践することを控えさせようとする社会的圧力が強い。

詳しくは2003 年国際信教の自由報告書を参照。

d. 国内の移動、海外旅行、移住および帰国の自由

憲法は国民に対し、国内を自由に移動し、住所と勤務地を変更する権利を与えているが、当局は時折、これらの権利を侵害した。政府はすべての国民に対し、国民身分証の携行を義務づけており、検問の際には要求に応じ、これを提示しなければならない。警察と治安部隊は特に深夜、軍の検問所で身柄の拘束を行い、金銭を強要することが多かった。民間メディアと現地 NGO によれば、旅行者はしばしば、通過を認めるために賄賂を要求された。政府は年内、大部分でこれら検問所を撤去したが、リベリアおよびコートジボワールとの国境付近、および、首都近郊の一部道路は例外とされた。政府職員は、腐敗しているのは一部の不良兵士のみだとしているが、正規検問所での人権侵害は組織的に起こっている。

政府によれば、2000 年と 2001 年のシエラレオネからの RUF 反乱軍、および、リベリア軍からの攻撃による避難民は、2002 年前半時点で国内に 8 万 2,000 人残っている。

法律は、1951 年の国連難民の地位に関する条約とその 1967 年議定書の定義を満たす者に庇護と難民の地位を認めると規定する。実際のところ、政府は必ずしもルフルマンからの保護を提供したり、難民の地位や庇護を認めたりしているわけではない。

リベリアとの国境閉鎖は、正式には年内も続いたが、政府は難民の受入れを続けた。パターンとしては、コートジボワールやリベリアなど、隣国からの難民は受け入れながら、

他の国籍を有する者の受け入れは拒んだ。1月、政府は、国際移住機関（IOM）が帰国資金を援助できなくなったことを受け、リベリアあるいはコートジボワールの戦闘を逃れてきたブルキナファソ、マリその他西アフリカ諸国の第三国国籍者の受け入れを拒絶した。その後、IOMからの資金援助が再開すると、政府はこれら難民を再び受け入れた。

以前とは異なり、戦闘員の容疑があるという理由で、治安部隊が若いリベリア人男性の難民受け入れを拒んだという報告はない。

シエラレオネとの国境は年内も閉鎖されたままだった。地元の商人と個人的な旅行者については往来が認められ、正規に国内に居住するシエラレオネ難民は独力、あるいは国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の援助により、シエラレオネへの帰還を認められた。

UNHCRによれば、ギニア国内に居住するリベリア、コートジボワールおよびシエラレオネ難民の数は、12月時点で24万人を超える。そのうち11万1,465人（リベリア人8万9,408人、シエラレオネ人1万5,002人およびコートジボワール人7,055人）はUNHCRのキャンプに収容され、残りはコナクリあるいは森林州の町村に暮らしている。年内には自主的に帰還したシエラレオネ難民もいた。

7月、難民6人がUNHCR職員に暴行したのを受け、コナクリにいる難民はすべて難民キャンプに戻らなければならないと発表した。政府はこの移送が自主的なものだとし、UNHCRによる介入を受けて、期限の設定を延期した。リベリアとシエラレオネの出身者は、この移送が難民全員の首都追放の前触れではないかという不安を募らせた。年末までに、コナクリからの難民の大量移送は行われていない。

多くの検問所を通過するために、難民が賄賂を強要されているとの報告があった。治安部隊は国境地点で、入国を試みる反乱容疑者の逮捕を続けた。治安部隊は年内、反乱兵であることを示す刺青その他の刻印を探すため、難民を公衆の面前で全裸にしてチェックを行った。7月、UNHCR職員に対する暴行事件を受け、当局は難民6人を逮捕。これら難民は釈放され、年末時点で裁判待ちの状態にある。2001年、テリコロ・キャンプの難民がキャンプ内にいた憲兵団に暴行を加えたとされる事件を受け、当局は52人を逮捕した。UNHCRの難民保護事務所によれば、年末時点でこれら難民は勾留を解かれている。以前とは異なり、難民が勾留中に死亡したとの報告はない。

年内に、国連職員が難民に性的虐待あるいは搾取を働いたとの報告はない。

NGOとUNHCRによれば、リベリア和解民主連合（LURD）はギニアのキャンプで難民の強制徴兵を行った。また、いくつかの国境通過地点では、政府軍兵士がリベリアの反乱

勢力 LURD と協力し、強制徴兵する難民の篩分けを行っていることが確認されている。UNHCR からの要請に応じ、政府は 1 月、クアンカンの難民をリベリアとの国境から離れたキサドゥグ付近のキャンプに移すことに同意した。移動は 5 月に始まったが、リベリア政情の変化とキャンプ内の治安改善を受けて中断された。

政府はまた、1951 年の国連難民の地位に関する条約あるいはその 1967 年議定書の定義に入らない一定の人々に対しても、一時的保護を提供している。

第 3 節：政治的権利の尊重：市民の政府変更権

憲法は民選による大統領と国民議会を規定するが、市民がこの規定を実効的に行使できる能力は制約されている。政府は選挙プロセスを厳しく統制しており、独立の選挙監視メカニズムも存在しない。

政府は選挙プロセスの支配を続け、独立の選挙管理委員会の設置を拒んだ。政府は投票を含め、すべての登録・選挙手続を引き続き独占的に支配した。政府は 1993 年と 1998 年の複数政党制大統領選挙、および、1995 年と 2002 年の複数政党制議会選挙とともに統制し、野党に副次的な役割しか与えなかった。2001 年には、一部のオブザーバーが不正とする国民投票によって憲法が改正され、大統領の再選回数が無制限となったほか、大統領の任期も 5 年から 7 年に延長された。公認の政党は約 46 あるが、国民議会に議席を有するのは 5 つの政党のみである。

政府の集計によれば、コンテ大統領は 1988 年の選挙で、投票総数 270 万票のうち 56% を獲得し、任期 5 年で再選された。投票前には暴動と野党のキャンペーンの混乱が、投票後には市民不安が生じたほか、現職を利するような不正の広がりや、開票中の野党の主要候補者の逮捕・勾留により、選挙の有効性は損なわれた。12 月、選挙制度に対する不安から主要野党がすべてボイコットする中での選挙戦の結果、コンテ大統領は三選を果たした。大統領の唯一の対立候補は、それまで与党 PUP と協力関係にあった比較的無名の候補だった。選挙は平穏に行われ、暴動の報告はほとんどなかった。

2002 年 6 月の議会選挙では、選挙プロセスの透明性と中立性の欠如を理由に、オブザーバーが選挙結果に疑問を呈した。

大統領は州知事、県知事およびその助役の任命権を握り続けた。これら職員のほとんどは PUP あるいは連立与党の党员である。地方自治体の自律性は制限されている。局地的プ

プログラムの財源は一部あるものの、地方自治体の資金はほとんど政府によって統制されている。

国民議会議員 114 人のうち、女性は 19 人である。閣僚 26 人の中でも、商務大臣、観光大臣および社会問題・女性の地位向上大臣の 3 人は女性である。閣僚以下的高官レベルには女性がほとんどおらず、軍の上層部には女性がまったくいない。主要政党の指導部でも、女性は完全に脇役に回っている。

内閣と軍の指導層では、すべての民族集団が代表されている。ただし、軍上層部の構成は大統領が属する民族であるスス人に偏っている。

第 4 節：人権侵害の申立てに関する国際機関と非政府組織の調査に対する政府の態度

現地 NGO の多くは、概して政府の制約を受けずに活動し、人権侵害事件に関する調査と調査結果の発表を行っている。政府職員は概して協力的であり、その見解に耳を傾けるが、国内組織の中には、政府職員が脅迫を試みたり、人権侵害の調査や公民教育の実施を行おうとすると抵抗を受けたりすることが多いと主張するものもある。独立から 1984 年までギニアを治めたセク・トゥーレ体制の犠牲者を追悼しようとする民間の取り組みに対しては、さまざまな政府職員が妨害行為を働いた。

政府は UNHCR および ICRC と協力した。6 月、国連安全保障理事会調査団報告は、LURD 反乱軍に対する支援により、リベリア難民の虐待に加担しているとして政府を非難した。LURD 反乱軍は、リベリア難民の強制徴兵を行ったり、クアンカンなどの難民キャンプに忍び込んだりしているとして非難された。

国防省で人権を担当する国際人道権利室は年内、ICRC と連携し、国際・地域協定で認められた人権について兵士を教育するための人権セミナーを開催した。

第 5 節：人種、性別、障害、言語あるいは社会的地位による差別

憲法によれば、性別、人種、民族、言語、信条、政治思想、哲学あるいは宗教のいかんにかかわらず、万人は法の下で平等である。しかし、政府はこの規定を一律に執行していない。

女性

女性に対する家庭内暴力は普通に見られるが、問題がどの程度深刻かについては、さまざまな憶測がある。妻を殴れば刑事犯罪となり、民法上の離婚理由となるが、警察が家庭内の争いに介入することはほとんどない。社会的な信条から、レイプ被害者のほとんどは事件の届出をできないでいる。現地 NGO の中には、これら犯罪の性質についての啓発と、届出の促進に取り組んでいるものもある。性犯罪の容疑がある場合でも、政府は捜査に本腰を入れていない。

FGM はすべての地域のすべての宗教・民族集団の間で広く行われている。FGM は違法であり、政府高官も国営・民間メディアも異口同音にこの慣行に異議を唱えているが、訴追の例はまだない。FGM を受けているのは 4 歳から 70 歳までの女兒と女性であるが、施術に関して正確な数字をつかむことは難しい。FGM と身体を傷つける儀式的根絶を目指す地元 NGO「女性と子どもの健康を害する伝統的慣行に関する調整委員会(CPTAFE)」によれば、FGM を受ける女性と女兒の割合は最近、減少する傾向にある。CPTAFE は、その割合を 65% から 75%と見ているが、専門家の推計は 65%から 90%に至るまで、まちまちである。FGM の中でももっとも危険な鎖陰は、まだ森林州で続いているが、これまでよりも頻度は低くなっている。粗末で非衛生的な施術器具によって病気に感染したり、施術によって死亡したりするケースが後を絶たないにもかかわらず、この伝統は続き、多くの女性の命が深刻な危険にさらされている。施術者は消毒しないまま器具を共有するため、FGM によって HIV 感染の危険も高まっている。

FGM に反対する人々は男女ともに増えている。都市部の教養のある家庭では、完全な施術を行わず、女兒の性器を象徴的な意味でわずかに切除するケースが増えている。CPTAFE は年内、「切除ナイフの放棄」を祝う大規模な公開式典を行ったが、そこでは伝統的な FGM 施術者がこの慣行を止めることを誓った。しかし、施術は儲かる職業であるため、FGA 施術者のほとんどはその根絶に反対している。

売春や不法労働を目的として女性が人身売買されているとの報告があった(第 6 節 f を参照)。

政府はメディアでセクハラを非難する声明を定期的に出しているものの、都市部のフォーマル・セクターで働く女性はしばしば、セクハラ被害を申し立てている。

憲法は男女の平等な処遇を規定し、社会問題・女性の地位向上省は男女平等の推進に努めている。しかし、女性は社会全体で差別に直面している。特に農村部では、慣習や子育て

て、自給自足型農業にとっての必要性から機会が限られており、女性に対する差別が横行した。女性は土地、貸付あるいは事業への道を閉ざされてはいないものの、相続法は全般的に、女性よりも男性の相続人を優遇する傾向にある。政府筋は一夫多妻制が広く見られることを認めている。親権と共有財産分与の面で、離婚法は全般的に男性を優遇する傾向が見られる。女性が提出する法律上の証拠は、イスラムの教えと慣習法に従い、男性による証言よりも軽視される。政府は同一職種同一賃金の原則を確認したが、実際のところ、女性の賃金は男性よりも低い。

子ども

憲法は、政府が子どもの権利と福祉を支援すべきことを規定しており、政府は予算のかなりの部分を初等教育に割り当てている。が、政府は割り当てられた予算をきちんと使っていない。青少年省は大統領から、女性と子どもの権利擁護を委任されており、各省、NGO およびその他部門から選ばれたメンバーからなる子どもの権利擁護常設委員会は、その活動を続けた。

政府は 6 年間の初等教育を無償の義務教育としている。しかし、学費の負担があり、就学を義務づける法律の執行も不十分であるため、実際の就学率は低い。就学年齢の子どものうち、小学校に通っているのは 51%であるが、その割合は男子が 66%であるのに対し、女子は 37%である。女兒が学校を退学させられ、兄弟の学費稼ぎを手伝うために働きに出されることも多い。

女兒に対する FGM は広く行われている（第 5 節の女性の項を参照）。

法律上の婚姻年齢は男性が 21 歳以上、女性が 17 歳以上であるが、未成年者の婚姻は問題化している。森林州では、11 歳のころから親が女兒の婚姻契約を結ぶこともある。CPTAFE は政府、現地ジャーナリストおよび国際 NGO と連携し、未成年者の婚姻を止めさせるよう、教育キャンペーンを展開した。

売春その他の労働目的に女兒の人身売買が行われているとの報告があった（第 6 節 f を参照）。

障害者

障害者については、憲法に特別の規定がない。政府は障害者にとってのアクセス可能性を義務づけておらず、働いている障害者もほとんどいないが、インフォーマル・セクター

では、家族経営の零細企業で就業機会を得ている者もいる。

国民的・人種的・民族的少数者

ギニアの人口構成は民族的にも宗教的にも多様である。全国的に多数者となっている民族集団はない。最大の民族集団はプーラール人（人口の約 40%を占める）であるが、これはプル人あるいはフラニ人と呼ばれることもある。これに次ぐのがマリンケ人（約 30%）とスス人（約 20%）である。それぞれの民族集団は別の母語を有し、特定地域に固まって住んでいる。ススは低地ギニア、プーラールは中部ギニア、マリンケは高地ギニアといった具合である。

憲法と刑法典は人種差別と民族差別をともに禁じているが、民族的な意識は強い。政府内外で見られる相互不信は、民族間の関係に悪影響を及ぼしている。すべての主要民族集団構成員による民族差別の広がり、民間の雇用パターン、都市部での民族別地区形成、および、比較的少ない異民族間の婚姻に如実に現れている。公職、特に高官レベルにスス人が占める割合は、その人口に占める割合を上回るというのが一般的な見方である。

与党の PUP は全般的にスス人からの支持が強いものの、特定の民族や地域を支持基盤とする主要野党（UPR はプル人、RPG はマリンケ人）よりも、他民族に支持基盤を広げている。公共セクターをスス人が牛耳っていることと、マリンケ人が森林州の伝統的な少数民族居住地に移住していることは、政治的緊張の大きな原因となっており、これが暴力に発展することもある。

第 6 節：労働者の権利

a. 団結権

憲法は被用者が独立の労働組合を結成する権利を規定しているが、政府は概して、実際にもこの権利を尊重している。労組に加入する労働者は 16 万人程度と伝えられるが、労働統計の不備により、労働者の組合加入率を正確に見積もることは難しい。約 5 万 2,000 人の公務員は自動的に政府労組に加入する。残りの労働者は、民間、第三セクターおよびインフォーマル・セクターで働いている。最大の独立労組「ギニア労働者連合（USTG）」によれば、その加入者は 6 万 4,000 人で、うち 1 万 8,000 人が女性である。労組代表は経営側に対し、個別的・集団的な要求と不服申立てを行っている。

労働法典によれば、軍人とこれに準じる者を除き、すべての労働者は労働組合を結成してこれに参加するとともに、労働者としての個別の権利と集団的な権利を発展させる権利を有する。労働法典は従業員 25 人以上の企業に対し、労働者代表の選出を義務づけている。

労働組合と労働総同盟はいくつか存在する。ギニア労働者全国同盟(CNTG)は引き続き、最大の労働総同盟である。CNTG は政府各省に設けられた 16 の公務員労働組合を傘下に収める。政府は CNTG に間接的な資金援助を行っているが、反体制派の組合員は、政府統制からの独立性を高めようと務めている。ギニア教員・研究者自由労組(SLECG)、教育専門家労組連盟、ギニア自由労組全国組織など、独立系の労組と総同盟への加入者も増えている。

憲法と労働法典はまた、労組に対する差別も禁止する。しかし、州および県レベルでは、労働組合が政府担当者からの強い反発にあっている。政府の組合担当者は縁故主義と有力者の後ろ盾で選ばれている。これら政府担当者は労働者の権利に鈍感であり、労組を政府の敵と見ることが多い。その結果、内陸部の労組活動家は多くの州知事や県知事から嫌がらせや干渉を受けている。コナクリの労組活動家に対する嫌がらせや干渉は少ない。解雇あるいはその他の処罰を受けることになると脅迫された労働者は個別に、労組代表の同席で経営側の聴聞を受ける権利、および、必要に応じ、コナクリ労働裁判所に不服を申し立てる権利を有する。労働裁判所は毎週、このような事案の審議を行っている。内陸部では民事裁判所が労働事案の審理を行う。

政府は引き続き、国際労働機関(ILO)会議に参加する CNTG 代表の旅費・宿泊費を肩代わりした。その他の独立労組が ILO 会議に出席する場合には、自ら費用を支弁しなければならない。

労働組合は ILO などの国際労働団体と自由に関係を結んでいる。

b. 団体交渉権

労働法典によれば、代表的な労働組合や労組グループは職場で団結し、使用者あるいは使用者組織と交渉を行うことができる。法律は政府の干渉なしに、賃金に関する団体交渉を行う権利を保護している。使用者は労組代表との協議により、就業規則と就業時間を定める。

労働法典は公共セクターの文官を含む賃金労働者に対し、自らを代表する労組がストの意思表示を行ってから 10 日後にストを実施する権利を認めている。しかし、病院、ラジオ・

テレビ、軍、警察、通信、輸送など「不可欠なサービス」を提供する部門については、ストを禁じている。

治安部隊からの威嚇を受けて、ストが実行されないこともある。年内には、キンジャのロシア所有ボーキサイト採掘会社の労働者が、賃金と手当に対する不満を理由にストを行った。SLEGC とギニア教育労組 (FSPE) は賃金に対する不満を理由に 11 月、1 週間のストを行った。当事者間で合意が成立したことを受け、ストは終了した。11 月には、ギニア独立銀行・保険労組連盟が 2 日間の全国ストを行ったが、労使間の合意成立を受けてストは終了した。

ギニアに輸出加工区はない。

c. 強制労働と奴隷労働の禁止

労働法典は子どもによるものを含め、強制労働と奴隷労働を具体的に禁じているが、これが実際に行われたとの報告がある (第 6 節 d および第 6 節 f を参照)。

弱者を無給あるいは低賃金労働で搾取することは法律で禁じられており、違反者は 6 カ月以上 5 年以内の禁錮刑および 25 ドル以上 150 ドル以下程度 (5 万ギニアフラン以上 30 万ギニアフラン以下) の罰金刑に処せられる。弱者あるいは被扶養者を非人道的な労働条件あるいは生活条件の下に置いた者は、1 カ月以上 5 年以内の禁錮刑および 25 ドル以上 250 ドル以下程度 (6 万ギニアフラン以上 50 万ギニアフラン以下) の罰金刑に処せられる。政府は実際にこの法規定を執行していない。

d. 子どもの労働慣行と最低雇用年齢

子どもの労働は深刻な問題である。労働法典によれば、最低雇用年齢は 16 歳である。見習い工は 14 歳から働くことができる。18 歳未満の労働者と見習い工は 10 時間以上連続の夜間勤務と日曜の勤務を禁じられている。また、労働法典の規定によれば、労働・社会問題大臣は、女性と 18 歳未満の少年を雇用できない職種の一覧を作成しておかなければならない。実際のところ、同省監督官による執行活動は近代的経済部門の大企業に限られている。全体的に見て、15 歳未満の子どもの 48% が働いており、総労働人口のおよそ 20%、農業労働者のおよそ 26% を占めている。製造業は未発達であるため、工場での子どもの労働は目立っていない。子ども労働者のほとんどはインフォーマル・セクターで、自給自足型農業に従事したり、商業や鉱業を営む零細企業に雇用されたりしている。女兒については、

14 歳に満たないうちから売春をさせられている例も見られた（第 6 節 f を参照）。

イスラム教徒の子どもの多くは、宗教指導者の許に送られてアラビア語、イスラム教、コーランを学び、その代償として働いている。農村部からコナクリに送られ、受入れ家族の許から学校に通う子どもも多い。しかし、受入れ家族に学費を支払う意思あるいは能力がない場合、子どもたちは街頭で水売りや靴磨きをし、受入れ家族が部屋と食事を提供する代償としてこれを取り上げている（第 6 節 f を参照）。

子ども労働が最悪の状態にあるのは零細鉱業部門で、子どもはわずかな賃金あるいは無給で花崗岩と砂を採掘している。

子どもの強制労働や奴隷労働の報告がある（第 6 節 f を参照）。

政府は子ども労働の禁止を公言しているが、この問題に対処する資源も、執行メカニズムも、立法の意思も欠いている。その結果、子どもの労働者は教育も医療も受けられず、慢性的な栄養失調、心的外傷性ストレス、さらにはうつ状態に苦しんでいる。

e. 容認できる労働条件

労働法典は政府に最低時給額の設定を認めている。しかし、政府はこの規定を実施していないばかりか、標準賃金の促進も行っていない。実際の賃金では、労働者と家族がまともな生活を送れないことが多い。労働法典には残業手当と夜勤手当の規定もあるが、これは基本給に対する一定割合と定められている。

労働法典によれば、所定労働時間は 1 日 10 時間、1 週間 48 時間を超えてはならず、通常は日曜日に、少なくとも 24 時間連続の休業時間を置かなければならない。賃金労働者にはそれぞれ、1 ヶ月の労働に対し 2 日以上割合で、年次有給休暇を取る法的な権利がある。実際のところ、当局は比較的小さな近代的都市部門でしか、これらの規則を執行できていない。

労働法典には、労働安全衛生に関する一般的な規定が盛り込まれているが、政府は実際の労働安全衛生基準を定めていない。しかも、一定の職種と作業方法に関する具体的な設定が労働法典で義務づけられているにもかかわらず、これに関する省令は出されていない。労働基準の執行責任は労働・社会問題省にあり、同省の監督官には、健康にとって危険な場合、作業の差止めを命じる権限が与えられているが、この規定の執行は散発的に見られるのみである。労働監督官の中には、全国はおろか、コナクリさえカバーするのに十分な資源がないことを認める向きが多い。

労働法典によれば、労働者には、危険な状況での作業を拒否しても、罰則を受けない権利がある。しかし、危険な状況での作業を拒否した場合の報復を恐れる労働者が多い。

法律は国籍を問わず、国内の全労働者に適用されるが、国内の不法労働者にも適用されるかどうかに関する規定はない。

f. 人身売買

人身売買は法律で禁じられているが、人身売買が行われたとの報告がある。法律は人身売買に関し、禁錮 5 年から 10 年、および、人身売買の結果として受け取った金銭や財産の没収を規定する。しかし、一部の NGO はこれまで、女性と子どもが国内でも、また国際的にも人身売買され、売春や不法労働をさせられていると報告してきた。農村部から都市中心部への人身売買はますます問題化している。被害者は身の危険を感じて犯罪を届け出ないため、正確な数字をつかむことは難しい。

あるユニセフ職員の報告によれば、子どもの人身売買が国内で横行している。11 月、コナクリに女中の職があることを約束してマリから人身売買が行われていることを察知した警察は、5 人の未成年者を勾留した。この少女たちはマリに送還された。

社会問題・女性と子どもの地位向上省をはじめ、いくつかの政府官庁が人身売買対策に関与している。

2001 年、子ども保護課とユニセフは、ゲケドゥ、マセンタ、ンゼレコレ、フォレカリアーの各県にいるシエラレオネ難民とリベリア難民の間で、子どもの人身売買が問題化していると報告。女兒は家事労働、男児は街頭の物売りや農業労働で搾取されているとした。国際救済委員会とユニセフの報告によれば、里親の許で暮らす子どもたちの中には、十分な食糧、住まい、衣服を与えられず、生計を立てるために時には売春婦として、街頭で働かされている者がいる。

14 歳未満の女兒が売春に関わっている。未成年者の売春が明るみに出た後も、政府は対策を講じなかったばかりか、子どもの売春についても大人の売春についても、積極的な監視を行っていない。

当サイトは米 국무省広報局が運営するものである。

他のインターネット・サイトへのリンクは、それらに含まれる見解に対する支持を示すものと解してはならない。